

4 法人県民税

			番 号	法 人						
				確定法人税割額		確定法人税割額に対応する 前年度分の中間申告額		確定申告が翌年度に なる中間申告額		確定申 と な
				事業 年度数	税額 ①	事業 年度数	税額 ②	事 業 年度数	税額 ③	事 業 年度数
普通法人	分割法人	本県本店分	1	462	176,427,100	167	81,551,500	179	78,347,400	1
		他県本店分	2	2,600	945,946,500	1,313	380,419,800	1,402	413,877,800	36
	県内法人		3	13,940	593,815,100	1,922	218,098,600	2,032	213,114,400	1
	計 A		4	17,002	1,716,188,700	3,402	680,069,900	3,613	705,339,600	38
特別法人 B			5	637	72,324,500	-	-	-	-	-
公益法人等 C			6	420	6,031,500	1	53,700	2	9,000	-
寮等のみ有する法人 D			7	-	-	-	-	-	-	-
人格なき社団等 E			8	159	440,900	2	57,500	1	42,400	-
清算法人 F			9	206	638,200	2	96,700	2	3,600	-
合 計 A+B+C+D+E+F			10	18,424	1,795,623,800	3,407	680,277,800	3,618	705,394,600	38

(単位：円、件)

			番 号	均 等 割						合 計 ⑨+⑩	
				納 税 義 務 者 数							調定額 ⑩
				5号 法人	4号 法人	3号 法人	2号 法人	1号 法人	計		
普通法人	分割法人	本県本店分	1	2	7	29	198	220	456	25,351,200	220,058,700
		他県本店分	2	473	238	490	851	528	2,580	700,817,400	1,732,137,600
	県内法人		3	1	9	117	1,988	11,704	13,819	388,694,700	1,017,677,400
	計 A		4	476	254	636	3,037	12,452	16,855	1,114,863,300	2,969,873,700
特別法人 B			5	11	19	22	97	484	633	39,488,400	112,652,900
公益法人等 C			6	-	-	-	-	1,739	1,739	12,225,600	18,318,300
寮等のみ有する法人 D			7	-	-	1	3	5	9	437,400	437,400
人格なき社団等 E			8	-	-	-	-	160	160	3,508,200	3,944,600
清算法人 F			9	-	-	1	17	108	126	3,777,300	4,406,000
合 計 A+B+C+D+E+F			10	487	273	660	3,154	14,948	19,522	1,174,300,200	3,109,632,900

(単位：円)

当該年度に発生した歳出還付額	10,231,921	歳出還付額のうち利子割還付額	3,821
----------------	------------	----------------	-------

(単位：円、件)

税 割					
告期限が翌年度 見込納付額	既還付請求利 子割額が過大 である場合の 納付額 ⑤	中間納付額の 歳出還付額 ⑥	現事業年度分 調定額 ⑦ ①-②+③ +④+⑤+⑥	過事業年分 調定額 ⑧	調定額 ⑨ ⑦+⑧
税額 ④					
1,772,200	-	17,097,700	192,092,900	2,614,600	194,707,500
9,557,300	-	26,198,500	1,015,160,300	16,159,900	1,031,320,200
600	-	30,133,200	618,964,700	10,018,000	628,982,700
11,330,100	-	73,429,400	1,826,217,900	28,792,500	1,855,010,400
-	-	-	72,324,500	840,000	73,164,500
-	-	-	5,986,800	105,900	6,092,700
-	-	-	-	-	-
-	-	-	425,800	10,600	436,400
-	-	72,600	617,700	11,000	628,700
11,330,100	-	73,502,000	1,905,572,700	29,760,000	1,935,332,700

- 注 1 この調は、当該年度において調定したものについて①から⑦までは現事業年度分、⑧については過事業年度分、⑨については現事業年度分及び過事業年度分の合計額について作成した。
- 2 「確定法人税割額」は、現事業年度分（平成29年2月1日から平成30年1月31日までの間に終了する事業年度分及び同日後に終了する事業年度分で平成30年3月31日までに申告書の提出があったもの）に係る確定申告額の総額（修正申告、更正又は決定を含む。）である。なお、「確定法人税割額」のうち「事業年度数」については決定分を、「税額」については確定申告も決定もない中間申告を含む。
- 3 「確定法人税割額」の事業年度において、確定申告、修正申告、更正又は決定の処理がなされたものについては、その最終の段階で1件とした。この場合において、納付すべき税額がないものについても計上した。
- 4 「中間納付額の歳出還付額」は、現実に還付したか否かを問わず、還付が確定した額である。
- 5 「納税義務者数」は、当該年度中に確定申告したもの及び決定したものの合計である。
なお、5号法人とは、法第52条第1項第5号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額。以下同じ。）が50億円を超えるものを、4号法人とは、同項第4号に規定する資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人を、3号法人とは、同項第3号に規定する資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人を、2号法人とは、同項第2号に規定する資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人を、1号法人とは、同項第1号に規定する資本金等の額が1,000万円以下の法人及び公益法人等をいうものである。
- 6 「当該年度に発生した歳出還付額」及び「当該年度に発生した利子割還付額」は、現実に還付したか否かを問わず、当該年度中に還付が確定した額であり、⑤を含まない。
- 7 特別法人とは、法人税法別表第3に掲げる協同組合等をいうものである。